

プラスチックごみ削減の推進に関する協定書

狛江市（以下「甲」という。）とウォータースタンド株式会社（以下「乙」という。）は、プラスチックごみ問題に関して相互に課題を共有し、プラスチックごみの削減を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が有するプラスチックごみ問題に関する知見を活用し、相互に連携することで、プラスチックごみの削減を推進し、もって市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

（連携の内容）

第2条 甲及び乙は、甲施設へのマイボトル用給水機設置の取組に互いに協力することでマイボトル利用の普及を広げ、ペットボトル等のプラスチックごみの削減を推進する。

（甲の取組）

第3条 甲は、次の取組を実施するものとする。

- （1）ペットボトル等のプラスチック製品の使用及び廃棄抑制に向けた啓発
- （2）乙によるマイボトル用給水機の設置に向けた甲施設の調整

（乙の取組）

第4条 乙は、次の取組を実施するものとする。

- （1）甲施設へのマイボトル用給水機の設置及び当該機器の保守等
- （2）甲が主催するイベントでのマイボトル用給水機の設置等、マイボトルの普及等の甲が推進する施策への協力

（協議事項）

第5条 本協定に基づく取組内容の詳細及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（協定の期間）

第6条 本協定の期間は、締結した日から令和5（2023）年3月31日までとする。ただし、甲又は乙が本協定の期間の更新を希望する場合は、期間満了日の3か月前までに相手方に対し意思表示を行うものとし、甲乙協議のうえ合意した場合には更新することができる。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和4（2022）年8月30日

東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号
甲 狛江市
狛江市長 松原 俊雄



埼玉県さいたま市大宮区桜木町四丁目463番地
乙 ウォータースタンド株式会社
代表取締役 本多 城

